省　令

○国土交通省令第十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十七号の規定に基づき、国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十二日　　国土交通大臣　大畠　章宏

国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令

（道路運送車両の保安基準の特例）

第一条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の道路（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第六項に規定する道路をいう。）であって専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所（以下「特定道路」という。）のうち、その使用に関し、関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、同法第二条第三項に規定する原動機付自転車（専ら特定道路上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものに限る。以下同じ。）を運行の用に供することが必要であると認めて構造改革特別区域法（以下「法」という。）第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条の規定は、当該原動機付自転車について準用する。

（道路運送車両法施行規則の特例）

第二条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の特定道路のうち、その使用に関し、関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車（専ら特定道路上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものに限る。以下同じ。）を運行の用に供することが必要であると認めて法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十四条第一項の規定は、適用しない。

（事業）

第三条　法別表第二十七号の主務省令で定める事業のうち、国土交通省令で定める事業は別表に掲げる事業とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表（第三条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業	第一条及び第二条

告　示

○総務省告示第八十五号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第十六条及び第三十六条の規定に基づき、同規則の規定によることが著しく不合理なアナログ電話端末、又は自営電気通信設備であって、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの及び別に告示する条件を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

なお、平成十年郵政省告示第百二十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なアナログ電話端末等及びその条件を定める件）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十三年三月二十二日　　総務大臣　片山　善博

次の表の上欄に掲げる種別のアナログ電話端末、又は自営電気通信設備であって、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの（以下「アナログ電話端末等」という。）は、端末設備等規則（以下「規則」という。）の規定のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。

一　発信する機能を有しないアナログ電話端末等	規則第十二条の二	中欄に掲げる規定を適用しない。
二　複数の電気通信回線と接続され、かつ、回線切替機能を有するアナログ電話端末等であって衝突防止回路（発信の際に、既に呼出信号を受信している電気通信回路を捕捉することを防止する回路をいう。以下同じ。）を有するもの	規則第十三条第二項第二号	衝突防止回路を取り外した状態における直流回路と大地の間の絶縁抵抗をもって中欄に掲げる規定を適用する。

○総務省告示第八十六号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条及び第三十六条の規定に基づき、平成五年郵政省告示第六百十号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月二十二日　　総務大臣　片山　善博

表六の項中

規則第二十四条第二号	中欄に掲げる規定を適用しない。

を

規則第二十四条第二号	中欄に掲げる規定を適用しない。
規則第二十八条の二	中欄に掲げる規定を適用しない。

に改め、同表に次のように加える。

七　発信する機能を有しない移動電話端末等（前項に掲げるものを除く。）	規則第二十八条の二	中欄に掲げる規定を適用しない。